

質問に入る前に、8月9日の大雨災害によって被害に遭われたみなさまにお見舞いを申し上げます。

水防について質問をいたします。

8月9日の「これまで経験したことのないような大雨」による被害状況を知り、水防のあり方を見直さねばならないと感じました。最近の気象の傾向から推測するに、比較的短時間のうちにきわめて大量の雨が降った場合に対応できる洪水対策をたてる必要があります。

まず、治水上の安全度の認識について伺います。

水害は、災害の中でももっとも避難に時間的猶予があるにも関わらず、人命が失われることがあります。これは、治水の安全性と氾濫の危険性を十分理解できていないからです。行政ばかりではなく、そこに住む住民との共通認識としてこれを理解しておくことが非常に重要だと私は思います。その場合、今までの様に、一級河川を中心とした河川施設ごとの治水安全度ではなく、生活圏内の氾濫原となる支流や小規模河川、水路群の複合的な氾濫を考慮し、地域内の各地点の水害に対する安全度、すなわち「地先の安全度」を計量化する必要があります。これは、新しい治水の考え方として、滋賀県で行われておりますが、盛岡市も取り入れるべきだと思います。お考えをお聞かせください。

「それぞれ2年に1度、10年に1度、30年に1度、50年に1度、100年に1度、200年に1度の床上浸水年発生確率図、家屋水没年発生確率図、家屋流出年発生確率図」と「河川、水路群などによる被害記録簿」と「人命に関わる土砂崩れ危険箇所指定図」以上の3つから「地先の安全度マップ」を作成し地域住民に公開することが、水害が起きた場合における地域住民の自助・共助のために大きな力となるはずです。お考えをお聞かせください。

次に総合治水対策の実施について伺います。

近年、総合治水対策について、その必要性が強く言われています。盛岡市でもいくつかの取組みがされていると思いますが、その内容について教えてください。また、今回の大雨被害の総括から、総合治水対策として変更すべきこと、付け加える点などのお考えがありましたらお聞かせください。まだ未確定部分が多いかもしれません。その場合は、方向性だけでもお話しいただければ幸いです。

次に災害に対する補償制度等について伺います。

被災家屋の数こそ違いますが、繋地区の被災家屋の状況は東日本大震でのものとよく似ていました。実際に被害にあったご家庭にとっては、災害規模による補助の制限は理不尽なことと感じるのではないのでしょうか。被災者生活再建支援法の適用に世帯数制限を撤廃すべきではないかと思えます。

また、農業共済では露地園芸の補償がなく雫石町は国や県に支援を求めていく方向だと報道されています。災害による被害と天候不順による被害を分けた上で、災害による被害の場合は、農業共済ではなく公的な補償を行う必要性があると私は思います。

また、今回の災害復旧、特に個人宅の泥出しなどはボランティアの方々の力が大きいと感じました。ただ、ボランティア任せというのはいかがなものでしょうか。災害復旧に関しては公的な事業として実施することを基本とすべきだと思います。

以上、3点について、私の考えを述べました。他の自治体と連携して国に働きかけを行うべきだと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に困窮者支援について伺います。

まず、直近の盛岡市の生活保護世帯数・人員数・保護率を教えてください。

この8月から生活保護費が引き下げられていますが、引き下げの現状について説明をしていただければと思います。また、この引き下げについて受給者はどう捉えているのか、福祉事務所に寄せられている声などあればお聞かせください。

次に、国の生活困窮者自立支援策について伺います。

昨年9月議会で私は「生活支援について」質問をいたしました。厚生労働省は「生活支援戦略の中間まとめ」の中で、生活保護に至る前に「もう一つのセーフティネット」が必要であるという考え方を示しておりますが、そこから導き出された、併走型相談事業や福祉総合相談窓口の設置について、南アルプス市やフードバンク山梨の取組みに学ぶべきであるという趣旨の質問でした。本来であれば、この6月、生活支援戦略に沿う形で提案されていた「生活保護法改正案・生活困窮者自立支援法案」が成立したかもしれないのですが、この法案は十分な話

合いがなされないまま、6月26日、第183回通常国会の閉会とともに廃案となってしまいました。生活保護について、あるいは生活保護に至らない困窮者の生活支援については、どうなっていくのでしょうか。厚労省の今後の方針について情報を教えていただければと思います。また、再び2法案を審議に載せる方向であれば、法案の特徴を簡単に解説していただければと思います。

次に就労支援について伺いますが、生活困窮ということについて、少し話をしてから質問をさせていただきます。

生活困窮者の話をすると「そういう人はどこにいるの。どうしてそうになってしまうの」と聞かれることが思いの外、多いです。しかし今の時代、ちょっとした躓きから一気に生活が立ちゆかなくなり、生活困窮に陥ってしまう可能性は誰にでもあると思います。特に失業や疾病から、生活困窮に至るまでの時間が非常に短くなっているのが最近の特徴です。これは、貯蓄などの金銭的ゆとりが小さくなっているばかりではなく、いざという時に頼る親戚や知人・友人などがいないという人が圧倒的に多いからです。

また、一度躓いてしまうと再起が難しいことも最近の特徴かもしれません。特に、40代後半以上の年齢になると再就職はなかなか厳しい状況です。盛岡職安管内の有効求人倍率は、この3月には1倍を超えていましたが、震災前の2010年12月には0.56倍でした。何度も職安に足を運んでも就職活動がうまくいかないことで「自分は社会にとっていない人間だ」と感じるようになってしまうと、就労への意欲が失せるだけでなく、健康に支障を来すなど、更に就職活動がうまくいかない要因となってしまう場合があります。このような悪いスパイラルに落ち込んでしまうと、そこから這い上がるのはかなり難しいと言わざるを得ません。だからこそ、本人が「無理だ」と感じている様な就職活動を強要することは、生活困窮者にストレスをかけ、更に追い詰めることになります。それは生活再建の妨げになるだけです。

人は賃金を得るためだけに働くのではありません。働く事によって、私たちは社会を構成する一員であることを認識し、自尊感情を保つ事が出来ます。労働は権利であるということ、まず確認すべきだと思います。

釧路市は困窮者の生活再建に非常に効果的な就労支援を行っています。有効求

人倍率が0.5倍程度しかない釧路市では、生活保護受給者が就労し、自立する事が容易ではありません。そこで、市が生活保護受給者の自尊意識を回復させるため、中間的就労として地域のNPO等各事業者と協力し、有償・無償のボランティア活動等を通じ受給者の居場所づくりに取り組んでいます。一般的な就労支援プログラムの他に「就業体験ボランティアプログラム」「就業体験プログラム」「日常生活意欲向上支援プログラム」「その他のプログラム」を準備し、廃材分別のインターンシップ事業や、ウェス作りなどの授産施設作業体験、動物園や公園管理、介護施設、農園のボランティアなどの中から、自らの意志で自分の状態に適したプログラムを選び、取り組んでもらうのが釧路市の「生活保護自立支援プログラム」です。

昨年度は15カ所の受け入れ事業所で24のプログラムが行われ、895人が参加しました。生活保護を一部受給しながらパートなどで就労する人の割合が、昨年、全国では13.9%、全道では15.1%なのに比べて釧路市では18.4%と高く、また一人あたりの平均月額扶助費単価が12万1371円で、道内の他市と比べても最も低い額に抑えられているのは、このプログラムの成果であると思います。

プログラムに参加する受給者が、広く社会に出て行く事になるので、地域社会での生活保護受給者への偏見をなくす効果もあり、コミュニティ形成にも非常に有益だと感じます。昨年にはこの取組みを生活保護を受給していない困窮者にも広げていく試みに取り組む一般社団法人も発足し、市と連携した活動を始めており、新たな広がりが生まれてもいます。

釧路市の「生活保護自立支援プログラム」の成功の要因は、NPO法人や企業などとの連携が上手く取れている事、プログラムへの参加が受給者の自発的な行動である事、自立支援プログラムを段階的に実施している事、が上げられます。これは釧路市が専属のコーディネーターとして自立生活支援員2名を配属するなどして、プログラムを戦略的に主導しているからに他なりません。盛岡でも中間就労による就労支援に取り組む団体は増えてきています。市の生活支援施策として具体的に位置づけ、参加者を増やすよう積極的な取組みを期待するものですが、この点についてお考えをお聞かせください。

次に農業施策について伺います。

まず、耕作放棄地などの現状と予測について教えてください。

農業の衰退が止まらない様を感じています。昨年の農業従事者の平均年齢は65.8歳でした。ここから考えると、今から3~4年後には耕作を辞めてしまう農家が増え、更に農業は衰退していくのではないかと恐れています。経営体数、農地面積、休耕田畑面積、耕作放棄地の面積等の推移から盛岡市の農業の現状について教えてください。また、今後の動向の予測も教えていただきたく、お願いいたします。

専業農家で大規模に行っている農家は今後も経営を続けていけるのでしょうか、規模が小さく次代の担い手を持たない農家の廃業が続けば、せっかくの田畑が荒れてしまいます。耕作されていない農地の増加について、盛岡市はどう考えますか。市が考える今後の農業のあり方についてもお考えをお聞かせいただければと思います。また、現在行っている耕作放棄地対策についての内容と、その効果についてお知らせください。

耕作放棄地対策について伺います。

今年の初めに、農園を経営する方からお話を聞く機会がありました。その方が仰るには「農業で生計を立てていくのはとても厳しい。ただし、家族が食べる分の農産物を育てたり、加工品を作ったりする、いわゆる農的生活を楽しいと思う人は多いのではないか。自然に触れあう仕事だし、作物を作るために色々工夫をして、そのスキルがついていく喜びは大きいから」とのことでした。

経済活動として農業経営に取り組むことは、確かに楽ではないと思います。これだけ農業離れが進んでいるのは、仕事の大変さに比べて収入が少ない、安定していないからだと言えるでしょう。ただし、環境保全やコミュニティ構築というような、地域施策から考えると、農業の衰退を放置し耕作放棄地を増やしていくことには大きな危惧を覚えます。様々な手段を用いて、耕作放棄地の広がりを最小限に食い止める必要があります。

千葉県柏市では、市とUR都市機構、東京大学の三者協働による「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会のモデル事業」が行われていますが、その中の「生きがい就労事業実地体制」では、農業者による組合組織が耕作放棄地を使って都市

型農業を行い、そこに高齢者を雇い入れています。また、空きスペースや団地の屋上などを利用したミニ野菜工場や屋上農園を作り、職住接近した就農事業を行っています。これは、収入を得るばかりではなく、高齢化する団地でのコミュニティの再構築にもつながり、高齢者の生きがい創出の大きな力になっていると聞きました。

柏市の例だけではなく、生きがい創出や環境保持、あるいは就労体験や就労準備のために農作業を行っている団体は全国各地に広がっています。

田畑は耕作を止めた途端に劣化してしまいます。好き好んで耕作放棄を行っている訳では無いのですから、自分は離農したけれど何らかの方法で、田畑を使って欲しいと考えている方々がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。また、農業で生計を立てるといふのは違った観点から、例えば就労支援のための中間就労として等で田畑を使いたいと思っている方々も一定数存在するのではないのでしょうか。必要なのは両者のマッチングだけです。耕作放棄地の利用を推進するために、マッチングコーディネートを行うなど新たな方策を考え実行すべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に交通安全施策について伺います。

まず、自転車走行に関連する事から伺います。

2008年6月1日に道路交通法が改正されました。「歩道通行可の指定がある場合、運転者が13歳未満と70歳以上の場合、状況からやむを得ない場合を除いて自転車は原則車道走行」「ヘルメット着用努力義務の導入」「地域交通安全推進委員の、自転車の交通安全ルールに関する広報啓発や街頭活動の活性化」がその内容です。

今年の6月14日にも道路交通法が改正されました。自転車利用者に対しては「危険な行為を繰り返す自転車利用者への講習の義務づけ」「ブレーキの効かない自転車の運転を禁止」「自転車が通行出来る路側帯は道路左側のみ」の3点で、講習の義務づけは2015年6月14日まで、他は今年の12月14日までに施行することとなっています。

自転車の交通事故が2012年に13万2048件、交通事故全体に占める割合では19.9%も起こっている事、自転車加害事故が2011年に2万2227件起こり、10年前に比べて約1.3倍に増加している事、交通事故に関与した自転車運転者の3/5以上

に法令違反があり、自転車加害事故の主な原因は、安全不確認、一時不停止、信号無視などであることから、自転車の交通事故を防止するためには、自転車の交通ルールを徹底する事が不可欠という考え方からこれらの道交法改正が行われました。しかし現状は2008年の改正ですら未だ守られていないばかりか、意識している人の方が少数ではないかと感じるほど周知徹底がされていません。以下、疑問に感じている事をお聞きしたいと思います。

まず、舗道上の走行についてです。原則車道通行を詠っているのにも関わらず、朝の混雑時に歩道走行を、それもスポーツ車で行っている自転車が野放しになっているのはどうしてなのでしょう。県警がどうお考えなのかお知らせいただければと思います。

また、内丸にはいくつかの歩車分離式信号を設置した横断歩道がありますが、これらは全て歩行者自転車専用の信号機ですので、歩行者と自転車が一緒に横断する事になりますが自転車を運転したまま斜め横断をするのは違反行為にあたらないのでしょうか。現状では自転車に乗ったままの人がほとんどですし、徐行しない自転車も時々見かけます。

以上の2点については、官庁街のまっただ中、それも東署のごく近くで連日のように行われている事ですので、はなはだ疑問を感じます。県警に対して自転車に対する指導を要請すべきだと考えますがいかがでしょうか。

盛岡市では「自転車は車道だけではなく、舗道でも左側の歩道を走ろう」という「盛岡マナー」を呼びかけています。自動車の運転者は左側からの接近に気づきづらい傾向があるため、この「盛岡マナー」は交差点での自転車との事故を防ぐために有効とされており、評価をするものです。自転車の右側通行は極力減らしていかなければなりません。その構造上、右側通行を助長する道路があり、問題だと感じています。それは館坂橋の車道上にある自転車走行レーンなのですが、館向方面から青山方面に向けて走ってくる自転車が相当数あります。それらの自転車は、館坂交差点を渡った後も、青山、あるいは天昌寺方面に向けて車道の右側を走っていく者がほとんどです。相互交通を不可とするか、あるいは館坂交差点での指導強化を行う事で、それ以降の、車道での右側通行をやめさせるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次は「自転車は原則車道通行」に関する疑問です。先日、地域の方から「さんさ踊りで交通規制に入る前、自転車で車道を走っていたら舗道上に誘導された」というお話をお聞きしました。「歩道は大変混雑しており余計危険だと思った」と感じたそうですが、これは、さんさ踊り実行委員会の方針なのでしょうか。道交法の主旨と矛盾するように思いますが、この辺の事情について教えていただきたいと思います。

さて、自転車に関する質問の最後に、道交法の周知徹底について伺いたいと思います。

自転車についての交通ルールを周知徹底するには、実際にルール違反をした時に指摘されるのが一番効果的だと思いますが、注意のやり方を間違えると逆効果になる場合もあり、違反者、特に学生に向けての注意の仕方は研究が必要だと思います。私は、朝の登校時間帯に上田の市営体育館前交差点をよく通ります。その交通指導員さんは女性の方なのですが違反自転車に対して嫌みがなく声かけをされていて大変好感を持っています。

自転車事故を減らしていくためには改正道交法の周知徹底が不可欠ですが、その一翼を交通指導員さん達に担っていただくのがよろしいと思います。そのための研修の充実も含めて、お考えをお聞かせください。

次に「ゾーン30」について伺います。

2011年9月20日付けで警察庁交通局長から「ゾーン30の推進について」という通達が出されています。1996年に出した「コミュニティ・ゾーン対策の推進について」によって、居系地区において交通規制とハンプ等の物理的デバイスの設置によるコミュニティ・ゾーンの形成を推進することとなっていました。住民の合意が得られないことや財政的制約から一方通行規制の実施やハンプ等の設置が困難な場合があり、コミュニティ・ゾーンの形成を妨げていた状況も見受けられました。そこで、歩行者等の通行が優先され通過交通が抑制されるという基本的な考え方は変えないまま、ゾーンの設定を「ゾーン内は最高速度を時速30Kmに規制する」ことを前提とし、柔軟に対応しようという考え方がこの通達の趣旨になっています。

交通事故の衝突時速度と歩行者に与える被害の関係をみると、時速 30 kmを超えると重傷率が、時速 40 kmを超えると死亡率が急激に増加します。私が事務所を置く青山地区は子どもの交通事故が多く、居住地区での速度抑制を更に積極的に行って欲しいという声もあり、私としてはゾーン 30 の推進に期待するものです。

私の知るところでは、ゾーン 30 は前潟地区に設置されています。ゾーン専用シンボルマークの路面標示を初めて見た時、その目立ち具合にびっくりしました。この気付きやすさは走行速度の抑制に非常に有効だと感じました。そこで、伺います。

盛岡市内で前潟地区以外にゾーン 30 が設置されている場所がありましたら教えてください。また、ゾーン 30 以外のコミュニティ・ゾーンについてもお願いします。

警察庁交通局では 2016 年度末までに全国で約 3000 カ所のゾーン 30 の設置を目標にしています。盛岡市にももっと増やしていくべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

赤字部分（福祉部担当）、青字部分（農林部担当）が変更部分です。よろしく願いいたします。